

山口県報

平成27年
3月17日
(火曜日)

目 次

○条例

山口県債権管理条例……………一
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………五
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………六
山口県行政手続条例の一部を改正する条例……………八
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………〇
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………一
山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………二
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………三

山口県債権管理条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県条例第一号

山口県債権管理条例



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………一四
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………一六
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一七
森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一七
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一八
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二七
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………二八
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三〇
介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三一
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三二
山口県児童相談所条例の一部を改正する条例……………三三
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………三三
食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例……………三四
山口県漁港管理条例の一部を改正する条例……………四五
山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………四六
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………四六
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………四八
山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例……………四九
山口県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例……………四九

山口県知事 村岡嗣政

(目的)

第一条 この条例は、県が有する債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。

2 この条例において「非強制徴収債権」とは、債権のうち、地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。

(知事等の責務)

第三条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に債権の管理を行わなければならない。

2 知事等は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(督促)

第四条 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第五条 知事等は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七条の措置をとる場合又は第八条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない非強制徴収債権（第一号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第六条 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第八条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(徴収停止)

第七条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第八条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する

貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）は、徴収すべきものとする。

（免除）

第九条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第十条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

二 第七条の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてなお同条各号のいずれかに該当するとき。

三 強制執行の手続をとってなお完全に履行されない非強制徴収債権について、当該強制執行の手続が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、当該放棄のあった日の属する年度の翌年度において、これを県議会に報告しなければならない。

（規則への委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県税賦課徴収条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）第二百二十七条第二項第一号及び附則第十三条第一号

二 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）別表第一の4の表二十四の項

三 山口県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年山口県条例第二十三号）第二条第二項第八号

四 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）別表第十二号の三

（指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第二条 指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例（平成二十四年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十八年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「(教育長である委員を除く。以下同じ。)」を削る。

別表中

教育委員会の委員

教育委員会の委員	委員長	日額	三三、〇〇〇円
	その他の委員	日額	二七、〇〇〇円

を

教育委員会の委員

日額

二七、〇〇〇円

に改める。

(山口県職員定数条例の一部改正)

第二条 山口県職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(教育長を除く。)」を削る。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十三年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育長

別表中

山口県公営企業管理
者

八八〇、〇〇〇円

を

山口県公営企業管理
者

八八〇、〇〇〇円

教
育
長

八八〇、〇〇〇円

に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第一条第四項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号中りをヌとし、ホからチまでをへからりまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

(教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止)

第五条 教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和四十一年山口県条例第二十四号)は、廃止する。

(山口県情報公開条例の一部改正)

第六条 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「委員長」の下に「(教育委員会にあっては、教育長)」を加える。

(山口県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正)

第七条 山口県教育委員会の委員の定数に関する条例(平成十二年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

(山口県個人情報保護条例の一部改正)

第八条 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「委員長」の下に「(教育委員会にあっては、教育長)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

山口県行政手続条例の一部を改正する条例

山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導(第二十九条―第三十三条)」を「第四章 行政指導(第二十九条―第三十三条の二)」に改める。

第二条第二号及び第三号中「及び第三十一条」を「、第三十一条及び第三十二条第二項」に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第四章の二」に改め、同項第二号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十条第一項中「法令申請」の下に「(法令)」を、「含む」の下に「。」をいう。以下同じ」を加える。

第三十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十三条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十三条の二 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

六 その他参考となる事項

3 第一項の規定による申出があつたときは、当該県の機関等は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

第三十三条の三 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - 三 当該処分又は行政指導の内容
 - 四 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
 - 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - 六 その他参考となる事項
- 3 第一項の規定による申出があつたときは、当該行政庁又は県の機関等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(山口県税賦課徴収条例の一部改正)
- 2 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号ハ中「及び同法」を、「第三十一条の六第一項各号及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第十一号の三中「及び長門市」を、「長門市及び周南市」に改め、同表第二十一号中「山口市」の下に「、防府市」を、「周防大島町」の下に「、平生町」を加え、同表第二十六号の三中「和木町」の下に「、上関町、平生町」を加え、同表第三十一号を削り、同表第三十一号の二を同表第三十一号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二二〇人」を「二、一九〇人」に、「五二六人」を「五三三人」に、「二、七四六人」を「二、七二三人」に改め、同条第三号中「一、二四六人」を「一、二四五人」に、「一、四〇五人」を「一、四〇四人」に改め、同条第四号中「三、一四七人」を「三、一五五人」に、「一八五人」を「一八四人」に、「三、三三三人」を「三、三〇九人」に改め、同条第五号中「五、一九九人」を「五、一七八人」に、「四〇五人」を「三九八人」に、「五、六〇四人」を「五、五七六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二三六人」を「二三七人」に、「八八九人」を「八九四人」に、「九一九人」を「九二四人」に、「九四八人」を「九五二人」に、「三、六〇八人」を「三、六三三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条中「山口県公営企業管理者」の下に「、教育長」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「傷病とする。」の下に「以下この項、」を加える。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十四項中「第六十三條第二項」を「第五十條の十第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第七条第五項第二号及び第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「介護休暇」の下に、「子育て支援部分休暇」を加える。

第十八条を第十九条とする。

第十七条(見出しを含む。)中「介護休暇」の下に、「子育て支援部分休暇」を加え、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(子育て支援部分休暇)

第十六条 子育て支援部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「介護休暇」の下に、「子育て支援部分休暇」を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条(見出しを含む。)中「介護休暇」の下に、「子育て支援部分休暇」を加え、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(子育て支援部分休暇)

第十六条 子育て支援部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務学校職員等を除く。)が小学校(第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「特別休暇」の下に「又は子育て支援部分休暇(勤務時間条例第十六条第一項の子育て支援部分休暇又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「を承認されている場合」を「又は子育て支援部分休暇の承認を得ている場合」に、「当該特別休暇を承認されている」を「当該承認に係る」に改める。

第三十条第五項中「特別休暇」の下に「又は子育て支援部分休暇(勤務時間条例第十六条第一項の子育て支援部分休暇又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。
第十四条第五項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。
第十六条第五項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第二号を削り、同条第三号中「第二十七条第二項の規定により厚生労働大臣が指定した国立療養所」を「第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関」に、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第八条第一号中「育児休業」の下に「若しくは介護休業(以下「育児休業等」という。)」を、「従事した期間」の下に「(修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年(修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年)を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。)」を加え、同条第四号中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

第八条の二第二項第一号及び同条第二項第二号中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金の返還及びその利息の支払の債務についての改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第八条の規定の適用については、同条第一号中「期間（修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年（修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第四号において同じ。）」とあるのは、「期間」とする。

（本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

3 本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第九号及び同条第十五号ト中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改める。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十四号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年」を「平成三十一年」に改める。

第三条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表宅地建物取引主任者資格試験手数料の項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改める。

別表第一の4の表一の二の項中「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項の次に次のように加える。

三一の 土壌汚染状 況調査等に 係る指定調 査機関の指 定に関する 事務	指定調査機 関指定申請 手数料	指定調査機関の指定 指定調査機関の指定 の更新	一件につき 一件につき	三万九百円 二万四千八百円
--	-----------------------	-------------------------------	----------------	------------------

別表第一の4の表二の項の次に次のように加える。

二の 食品衛生管理 者に係る 養成施設等 の登録に關 する事務	食品衛生管 理者養成施 設等登録申 請手数料	養成施設の登録 講習会の登録	一件につき 一件につき	十五万円 九万円
--	---------------------------------	-------------------	----------------	-------------

別表第一の4の表中十九の項を削り、十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項の次に次のように加える。

十七 食鳥処理衛 生管理者に 係る養成施 設等の登録 に関する事 務	食鳥処理衛 生管理者養 成施設等登 録申請手 料	養成施設の登録 講習会の登録	一件につき 一件につき	十五万円 九万円
--	--------------------------------------	-------------------	----------------	-------------

別表第一の5の表十四の項中

「歯科技工士国家試験
の実施

一件につき

三万六千円

を削り、同表二十三の

項中「医薬品の販売先等変更許可証」を削り、別表第一の8の表十八の項中「第二十条の二第六項又は第三十八条の四第十六項」を「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改め、「又は第三十九条の七第十一項」及び「又は第三十九条の七第十三項」を削り、同表二十二の項の備考1中「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同備考中3から5までを削り、6を3とし、同項の次に次のように加える。

			床面積の合計が千平方メートル以下のもの 一件につき 十三万三千円	
			床面積の合計が千平方メートルを 超え二千平方メートル以下のもの 一件につき 十六万四千円	
			建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二十条第一項第二号イに規定する	

二二二
の十

建築物の構造
適合性
判定
事務

備考	建築物の構造適合性判定申請手数料	
	<p>プログラム又は同項第三号イに規定するプログラムにより構造計算が行われた建築物</p>	<p>建築基準法第二十条第一項第二号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物</p>
<p>1 建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分がそれぞれ別の建築物とみなされる場合の手数料の金額は、当該建築物の部分ごとに算定する。</p> <p>2 適合判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更するときの床面積の合計は、変更前</p>	<p>の 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>十八万円</p>
	<p>の 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>六十九万七千円</p>
<p>の 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>三十八万円</p>	
<p>の 床面積の合計が二万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>二十八万七千円</p>	
<p>の 床面積の合計が二万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>二十五万円</p>	
<p>の 床面積の合計が千平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>十八万七千円</p>	
<p>の 床面積の合計が千平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>三十八万三千円</p>	
<p>の 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 一件につき</p>	<p>二十二万七千円</p>	

の建築物の床面積を超えない部分の床面積の二分の一及び床面積の増加する部分の床面積について算定する。

3 二十二の項の備考3は、この場合に準用する。

別表第一の8の表二十三の項の備考1中「場合()の下に「同一敷地内において」を加え、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同備考2及び同表二十四の項の備考中「6」を「3」に改め、同表二十五の項中「の承認」を「に係る認定」に、「建築物等仮使用承認申請手数料」を「建築物等仮使用認定申請手数料」に改め、同表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中

<p>建築物の二第一項第三号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可</p>	<p>一件につき</p>	<p>十六万円</p>	<p>を</p>
<p>建築物の二第一項第三号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可</p>	<p>一件につき</p>	<p>十六万円</p>	<p>に、「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条</p>

の三第三項第二号」に、「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に、「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同表二十九の項中「二万六千円」を「二万七千円」に、「二万千円」を「二万二千円」に改め、同表中三十三の二の項を三十三の三の項とし、三十三の項の次に次のように加える。

<p>三十三の 要除却認定 マンション に係る特例 の許可に關 する事務</p>	<p>要除却認定 マンション 特例許可申 請手数料</p>	<p>要除却認定マンショ ンの建替えにより建 築されるマンショ ンの容積率に關する特 例の許可</p>	<p>一件につき</p>	<p>十六万円</p>
--	---	---	--------------	-------------

別表第一の8の表三十五の項中「宅地建物取引主任者資格試験等」を「宅地建物取引士資格試験等」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「宅地建物取引主任者登録等手数料」を「宅地建物取引士登録等手数料」に、「宅地建物取引主任者の」を「宅地建物取引士の」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「交付」を「交付又は再交付」に改め、同表三十九の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に關する部分の備考1中「による評価の結果を記載した書類（以下この項において「評価結果書」という。）により、「を」が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が」に、「が確認できる」を「を証する書類（以下この項において「適合証」という。）の添付がある」に改め、同備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（知事が別に定める要件を備えているものに限る。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては三万三千元を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 百平方メートル以下のもの 三万三千元
- 二 百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの 五万七千元
- 三 五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 九万二千元
- 四 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの 十八万九千元
- 五 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 三十五万千元
- 六 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 六十五万六千元
- 七 一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの 百二十二万八千元
- 八 二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの 百八十一万千元
- 九 三万平方メートルを超えるもの 二百二十三万八千元

別表第一の8の表三十九の項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に關する部分中「備考2及び3」を「備考3及び4」に改め、同部

分の備考1中「評価結果書により、法第六条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合していることが確認できる」を「適合証が添付されている」に改め、同備考3中「備考3」を「備考4」に改め、別表第一の11の表八の項中「者及び」を「者並びに」に改め、「第五条の二第三項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同表十五の項中「五千八百円」を「五千六百元」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改める。

別表第二の五の項運転免許試験手数料に関する部分中

を「三千百円」に、

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、四千六
百円）

を

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、四千五
百円）

に、

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、七千六
百五十円）

を

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、七千七
百円）

千八百円

を

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、七千四
百円）

千七百五十円

に、「三千五十円」

千九百円

千八百五十円

千九百円

千八百五十円

四千五百五十円
(公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、七千六
百五十円)

に、「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百円」に、「二千八百円」を「二千八

百五十円」に、

千七百円
(公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、三千二
百五十円)

千円

を

千七百五十円
(公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、三千三
百円)

千五十円

に改め、同項運転免許技能検査手数料に関する部分中「三千八

百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同項運転免許証交付等手数料に関する部分中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同項運転免許限定解除審査手数料に関する部分中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に改め、同項技能検定員資格者証交付等手数料に

関する部分中

千二百円

を

千百円

に、「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二万千

八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同部分の備考1中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「三百五十円」を「五百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千円」に、「七千円」を「六千七百円」に、「二千百円」を「二千四百五十円」に、「二千二百五十円」を「二千円」に、「千八百五十円」を「千七百五十円」に改め、同備考2中「九百円」を「八百五十円」に、「二百円」を「三百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「六千四百円」を「六千百円」に、「千八百五十円」を「千九百五十円」に、「二千円」を「千九百五十円」に、「千九百五十円」を「二千百円」に改め、同備考3中「二千二百円」を「二千百円」に、「二千百円」を「千九百五十円」に、「二千二百五十

円」を「二千五百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同備考4中「三千五十円」を「三千百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に、「七千八百円」を「七千四百円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に、「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同項教習指導員資格者証交付等手数料に関する部分中

千二百円	を	千二百円
		千五百円

五千円」を「一万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同部分の備考1中「三千円」を「二千八百五十円」に、「百円」を「二百五十円」に改め、同備考1の一中「四千百五十円」を「四千円」に改め、同備考1の二中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同備考1の三中「千三百五十円」を「千二百五十円」に改め、同備考1の四及び五中「千四百五十円」を「千五百五十円」に改め、同備考1の六中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同備考2中「九百五十円」を「九百円」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「五十円を前記」を「百円を前記」を「千三百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に改め、同備考3中「千五十円」を「千百円」に、「五十円を前記」を「百円を前記」に改め、同備考3の二中「千五百円」を「千三百円」に改め、同備考3の三中「千百五十円」を「千百円」に改め、同備考3の四及び五中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同備考3の六中「千百五十円」を「千二百円」に改め、同備考4中「三千五十円」を「三千百五十円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に、「千九百円」を「二千五十円」に、「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同項運転

免許等講習手数料に関する部分中

七百円	を	七百五十円
一千四百五十円		一千三百五十円

千七百円」を「四千六百五十円」に、「四千百五十円」を「四千百円」に、「四千五十円」を「四千円」に、「三千百五十円」を「三千百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、「二千六百円」を「二

二千四百五十円	を	二千四百円
---------	---	-------

千五百五十円」に、

千五百五十円
を
六百円

に、「九百五十円」を「八百円」に、「千五百円」を「千

五百円

三百五十円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」

に、

道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習
一人につき
（運転者の資質の向上に資する活動に体験させる場合にあつては、九千二百円）

を

道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習

一人につき

（運転者の資質の向上に資する活動に体験させる場合にあつては、九千五百円）

に改め、同項初心運転者講習等通知手数料に関する部

道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

一人一時間につき

千九百円

分中「八百五十円」を「九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の8の表十八の項の改正規定、同表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分の改正規定（「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に、「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に、「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める部分を除く。）、同表中三十三の二の項を三十三の三の項とし、三十三の項の次に次のように加える改正規定及び別表第一の11の表八の項の改正規定 公布の日

- 二 別表第一の5の表二十三の項の改正規定 平成二十七年五月三十一日

三 別表第一の8の表二十二の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、同表二十三の項及び二十五の項の改正規定、同表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分の改正規定（「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に、「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に、「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める部分に限る。）並びに別表第二の五の項運転免許等講習手数料に関する部分の改正規定（

道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	一人につき	一万三千三百五十円 （運転者の資質の向上に資する活動を体験させる場合にあつては、九千二百円）
道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	一人につき	一万三千二百円 （運転者の資質の向上に資する活動を体験させる場合にあつては、九千五百円）

を

に改める部分（道路交通法第百八条の二第一項第

十四号に掲げる講習に係る部分に限る。）に限る。） 平成二十七年六月一日
 四 別表第一の8の表二十九の項の改正規定 平成二十七年六月二十五日

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十六号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中やまぐち地域活性化促進特別基金の項を削り、やまぐち産業戦略基金の項の前に次のように加える。

<p>岩国・和木・ 大島地域まち づくり基金</p>	<p>再編関連特定周辺市町村の区域 内において公共用の施設を整備 し、住民の生活の利便性の向上 及び産業の振興を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ ると認める経費の財源に充てるとき。</p>
------------------------------------	---	--

附 則

この条例中別表やまぐち地域活性化促進特別基金の項を削る改正規定は平成二十七年三月三十一日から、同表やまぐち産業戦略基金の項の前に次のように加える改正規定は同年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「（指定介護予防サービス）の下に」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。第三十四条第四項において同じ。）を、「介護予防訪問介護（」の下に「旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）（」を加え、同条に次の一項を加える。

5 指定訪問介護事業者が第一号訪問事業（介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定め

る当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七条第二項中「第五条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「同条第四項」に改め、「まで」の下に「とあり、及び「前三項」」を加え、「前三項」とあるのは「前項」を「同条第五項中「人員」とあるのは「設備」と、「第一項から第三項まで」とあるのは「第七条第一項」に改める。

第十九条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第二十条第五項中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を削り、「指定複合型サービスの事業とが」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）をいう。以下同じ。）の事業とが」に、「指定複合型サービスの事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を」に改める。

第二十五条及び第三十三条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第三十四条第四項中「介護予防通所介護（」の下に「旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）（」を加え、同条に次の一項を加える。

5 指定通所介護事業者が第一号通所事業（介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第一項及び第三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三十五条第四項中「前条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「同条第四項」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」と、「第一項及び前項」とあるのは「次条第一項及び第三項」と、同条第五項中「人員」とあるのは「設備」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」に改める。

第三十九条第一項及び第四十五条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十七条第一項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基準該当訪問介護の事業と第一号訪問事業（介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める当該第一号訪問事業の人員に

関する基準を満たすことをもって第一項において準用する第五条第一項及び第二項に規定する基準を、市町の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって第一項において読み替えて準用する第七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十九条中「第三十四条第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条に次の一項を加える。

3 基準該当通所介護の事業と第一号通所事業（介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって第一項において準用する第三十四条第一項及び第三項に規定する基準を、市町の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって第一項において準用する第三十五条第一項及び第三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十条第一項中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県条例第十八号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

第四条中「指定介護予防サービス」の下に「(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。第三十三条において同じ。)」を、「介護予防訪問介護(」の下に「旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十三条中「介護予防通所介護(」の下に「旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。)」を加える。
第六十七条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第八十四条第一項中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を「指定介護予防通所介護事業所、」に改め、「をいう。)」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県条例第十九号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第六十二条第二項中「が地域」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち」に、「を基準該当生活介護事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」に、「について」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について」に改める。

第六十三条中「であつて」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて」に改める。

附則第五項を次のように改める。

（地域移行支援型ホームの特例）

5 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第五十八条の四第一項（第五十九条の三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の事業を行うことができる。

一 当該事業を開始する時点において、県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の区域をいう。）における指定共同生活援助等の量が同条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める必要な量に満たないこと。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十七条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

山口県児童相談所条例の一部を改正する条例

山口県児童相談所条例（昭和三十九年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表山口県中央児童相談所の項中「宇部市、」及び「山陽小野田市」を削り、同表山口県周南児童相談所の項の次に次のように加える。

山口県宇部児童相談所	宇 部 市	宇部市、山陽小野田市
------------	-------	------------

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「主として」を「前二項の規定にかかわらず、主として」に改める。

第六条第三項中「主として」を「前項の規定にかかわらず、主として」に改め、同条第四項中「主として」を「第二項の規定にかかわらず、

主として」に改める。

第二十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

第三十八条第八項中「が地域」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を加え、「について」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（平成十二年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一に定めるとおり」を「別表第一の一の表に定めるもの又は別表第一の二の表に定めるものいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 その態様が特殊な営業であつて公衆衛生上支障がないと認められるものについては、管理運営の基準の一部を適用しないことができる。別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一 危害分析・重要管理点方式（食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合の基準

項 区 分	管 理 運 営 の 基 準
<p>一 一 般 事 項</p>	<p>一 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。 二 施設及び設備並びに機械、器具類及び容器類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、その手順書を作成すること。 三 前号の清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。 四 施設及び設備の規模等に応じた食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の取扱い及び適切な受注の管理を行うこと。</p>
<p>二 施設 の 衛 生 管 理</p>	<p>一 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。 二 調理場、製造場、販売所等（以下「作業場」と総称する。）には、不必要な物品等を置かないこと。 三 作業場の天井、内壁及び床は、常に清潔に保つこと。 四 作業場の採光又は照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。 五 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあつては、塵埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。 六 排水溝への廃棄物の流出の防止並びに排水溝の清掃及び補修を行い、排水をよくす</p>

	<p>三 食品取扱設備等の衛生管理</p>	
	<p>八 作業場では、動物を飼育しないこと。</p> <p>七 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。</p> <p>八 作業場では、動物を飼育しないこと。</p> <p>一 機械、器具類及び容器類は、衛生上支障のないようにその使用目的に応じて使用する。</p> <p>二 機械、器具類及び容器類並びに機械及び器具類の部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>三 機械、器具類及び容器類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、適正に使用できるように整備しておくこと。</p> <p>四 機械、器具類及び容器類の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。</p> <p>五 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌又は除菌に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。</p> <p>六 ふきん、包丁、まな板等は、洗浄及び熱湯、蒸気、消毒剤等による消毒をし、乾燥させること。特に、食品に直接触れる包丁、まな板その他の器具類については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。</p> <p>七 清掃用器材は、所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>八 手洗い設備は、手指の洗浄及び消毒並びに乾燥が適切にできるように維持するとともに、水を十分に供給し、並びに手洗いに適切な洗浄剤及び消毒剤等を備え、常に使用できるようにしておくこと。</p> <p>九 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</p>	

	<p>六 廃棄物及び排水の取 扱い</p>	<p>一 廃棄物の容器類は、他の容器類と明確に区別するとともに、汚液又は汚臭が漏れないように、常に清潔に保つこと。 二 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理すること。 三 廃棄物及び排水の処理は、適正に行うこと。</p>
	<p>五 ねずみ、昆虫等対策</p>	<p>一 ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。 二 定期的になずみ、昆虫等の駆除を行い、その記録を一年間保存すること。 三 殺そ剤又は殺虫剤等を使用する場合は、食品等を汚染しないようにその取扱いに十分に注意すること。</p>
	<p>四 使用水の管理</p>	<p>一 使用する水は、水道水又は保健所若しくは規則で定める検査機関（以下「保健所等」という。）が飲用に適すると認めた水とすること。 二 水道水以外の水を使用する場合は、毎年一回以上水質検査を行い、検査成績書を一年間保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度水質検査を行うこと。 三 水質検査の結果、飲用に適しないことが判明した場合は、直ちに使用を中止し、適切な措置を講ずること。 四 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 五 滅菌装置又は浄化装置を備える場合は、正常に作動しているかを定期的に点検し、その結果を記録すること。</p>
<p>一</p>		<p>営業者（法第四条第八項に規定する営業者をいう。以下同じ。）（法第四十八条第</p>

	<p>九 製品説明書及び製造 工程一覧図の作成</p>	<p>八 衛生管理を実施する 班の編制</p>	<p>七 食品衛生責任者の設 置</p>
<p>次に掲げる方法により、製品の製造等の工程において発生するおそれのある全ての危害</p>	<p>一 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌処理、包装、保存性、保管条件、流通の過程における安全性の確保のための方法等を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には、想定する製品の使用方法及び消費者層等を記述すること。</p> <p>二 製品の全ての製造等の工程を記載した製造工程一覧図を作成すること。また、製造工程一覧図は、実際の製造等の工程並びに施設及び設備の配置に照らし合わせて、その内容が適切であるか確認を行うこと。</p>	<p>食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編制すること。</p>	<p>一 項の規定により同項の食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）を置くものとされている営業者を除く。）は、施設ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。</p> <p>二 食品衛生責任者は、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>イ 常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。</p> <p>ロ 営業者の指示に従い、衛生管理を行うこと。</p> <p>ハ 食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について、必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。</p> <p>三 営業者は、前号ハの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。</p>

十
食 品 等 の 取 扱 い

の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

イ 製造等の工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質を記載したリスト（以下この項において「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品説明書に記載された製品の特性等を考慮し、各製造等の工程における食品衛生上の危害（以下単に「危害」という。）の原因となる物質を特定すること。

ロ イにより特定された物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ハ 製造等の工程のうち、危害の発生を防止するために管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。

ニ 重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。

ホ 管理基準の遵守状況の連続的又は相当の頻度の確認の方法を定め、実施すること。

ヘ 重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置を定め、適切に実施すること。

ト 危害分析・重要管理点方式について、危害の発生が適切に防止されているかを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

<p>十三 回収及び 廃棄</p>	<p>十二 文書等の 作成及び 保存</p>	<p>十一 管理運営 要領の 作成</p>
<p>一 取り扱う食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるように、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所長への報告等の手順を定めること。</p> <p>二 回収された製品は、通常の食品等と明確に区別して保管し、適切に廃棄その他の措置</p>	<p>一 十の項イの規定による危害分析、管理措置、重要管理点（重要管理点を定めない場合にあつては、その理由）、管理基準、同項ホの確認の方法、同項への措置及び同項トの検証の方法について記録した文書を作成し、保存すること。</p> <p>二 十の項ホの確認、同項への措置及び同項トの検証の実施について記録を作成し、保存すること。</p> <p>三 第一号の文書及び前号の記録には、取り扱う製品の流通実態等を考慮して適当と認められる保存期間を設定すること。</p> <p>四 第二号の記録には、その担当者及び責任者が署名すること。</p> <p>五 危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等の仕入元、製造等の状況、出荷又は販売先その他必要な事項についての記録を作成し、保存するよう努めること。</p>	<p>一 施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者及び関係者に周知徹底すること。</p> <p>二 施設の衛生状況を確認することにより、定期的に管理運営要領の効果を検証すること。</p>

	<p>十五 情 報 の 提 供</p>	<p>十四 検 食 の 実 施</p>
<p>一 営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者（以下「営業者等」という。）は、従事者の健康管理に留意するとともに、従事者に対し、次に掲げる事項を遵守させること。 イ 作業中は、清潔な作業着を着用し、必要に応じ、帽子、マスク及び専用の履物を使用すること。 ロ 作業前、用便直後及び生鮮の原材料又は汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨ての手袋を使用する場合は、交換を行うこと。</p>	<p>四 消費者等から、製造、加工、輸入又は調理した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の事項に係る苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所長へ速やかに報告すること。 三 法の規定に違反する食品等に関する情報について、保健所長へ速やかに報告すること。 二 製造、加工、輸入又は調理した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該食品等に起因し、又は起因すると疑われると診断されたものに限る。）に関する情報について、保健所長へ速やかに報告すること。 一 消費者に対し、取り扱う食品等の安全性に関する情報の提供に努めること。</p>	<p>仕出屋、弁当屋その他これらに類する営業の営業者は、検査用の食品を七十二時間以上保存すること。 置を講ずること。</p>

二 二 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

<p>十九 販 売</p>	<p>十八 運 搬</p>	<p>十七 従事者等に対する衛 生教育</p>	<p>十六 従事者等の衛生管理</p>
<p>ハ 所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。</p> <p>二 営業者等は、保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせること。</p> <p>三 営業者等は、食中毒の原因となるおそれのある病気又は食品を介して伝染するおそれのある病気の症状を呈している従事者については、その旨を報告させ、食品等の取扱作業に従事させないようにするとともに、必要に応じ、医師の診断を受けさせること。</p> <p>四 営業者等は、従事者以外の者が作業場に立ち入る場合は、第一号イからハまでに掲げる事項を遵守させること。</p> <p>一 営業者等は、製造、調理、販売等が衛生的に行われるように、従事者等に対し、食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。</p> <p>二 前号の衛生教育の効果について、定期的に評価すること。</p> <p>一 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、常に衛生上支障のないように維持すること。</p> <p>二 運搬中の食品等が汚染されないように適切に管理すること。</p> <p>三 食品等の運搬中は、温度、湿度、時間等の管理に注意すること。</p> <p>食品及び添加物は、直射日光を避け、適切な温度で管理するなど、衛生管理に注意すること。</p>			

項 区 分	管 理 運 営 の 基 準
一 一 般 事 項	<p>一 施設及び設備並びに機械、器具類及び容器類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定めること。</p> <p>二 その他の事項については、一の表一の項第一号及び第四号に掲げるとおりとするこ と。</p>
二 施 設 の 衛 生 管 理	<p>一の表二の項に掲げるとおりとすること。</p> <p>一 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌又は除菌に用いる装置は、その機能を定期的に点検すること。</p> <p>二 その他の事項については、一の表三の項（第五号を除く。）に掲げるとおりとするこ と。</p>
三 食 品 取 扱 設 備 等 の 衛 生 管 理	<p>一 定期的になぜみ、昆虫等の駆除を行うこと。</p> <p>二 その他の事項については、一の表五の項第一号及び第三号に掲げるとおりとするこ と。</p>
四 ね ず み、 昆 虫 等 対 策	<p>一の表六の項に掲げるとおりとすること。</p>
五 廃 棄 物 及 び 排 水 の 取 扱 い	<p>一 食品の仕入れに当たっては、食品衛生上の観点から、品質、鮮度、表示等について確認すること。</p> <p>二 食品を冷蔵庫に保存する場合は、相互汚染を防止するため、適切な措置を講ずること。</p>

<p>八 置 食品衛生責任者の設</p>	<p>七 使用水の管理</p>	<p>六 食品等の取扱い</p>
<p>一の表七の項に掲げるとおりとすること。</p>	<p>一 滅菌装置又は浄化装置を備える場合は、正常に作動しているかを定期的に点検すること。 二 その他の事項については、一の表四の項第一号から第四号までに掲げるとおりとすること。</p>	<p>三 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。 四 食品は、製造、調理、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分に配慮し、衛生的に取り扱うこと。 五 食品間の相互汚染を防止するため、食肉等の未加熱の食品を取り扱った機械、器具類又は容器類は、別の食品を取り扱う前に、洗浄及び消毒を十分に行うこと。 六 食品及び添加物の製造、調理、販売等の各過程において、異物及び原材料として使用していないアレルギー物質の混入を防止するための措置を講ずること。 七 原材料及び製品は、定期的に衛生検査を行うこと。 八 弁当又は総菜（容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条第一項第六号に掲げる容器包装詰加圧加熱殺菌食品をいう。）並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品であるもの並びに冷凍したものを除く。）について、自動販売機に収納する場合は品名、数量、消費期限、製造場の所在地及び製造者の氏名（以下この項において「品名等」という。）並びに収納の日時を、自動販売機から回収する場合は品名等、回収の日時及び措置内容をその都度記録し、その記録を三月間保存すること。</p>

九	回収及び廃棄	一の表十三の項に掲げるとおりとすること。
十	検食の実施	一の表十四の項に掲げるとおりとすること。
十一	情報の提供	一の表十五の項に掲げるとおりとすること。
十二	従事者等の衛生管理	一の表十六の項に掲げるとおりとすること。
十三	従事者等に対する衛生教育	一の表十七の項に掲げるとおりとすること。
十四	運搬	一の表十八の項に掲げるとおりとすること。
十五	販売	一の表十九の項に掲げるとおりとすること。

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県条例第二十四号

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「陸揚輸送区域内」を「陸揚輸送区域又は出漁準備区域の区域内」に改め、同条第三項中「陸揚輸送区域外」を「陸揚輸送区域又は出漁準備区域の区域外」に改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第二十五号

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

山口県建築基準条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「改築」の下に「、移転」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第二十六号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二小瀬川工業用水道の項を次のように改める。

		第二種	七円七十銭
--	--	-----	-------

厚東川工業用水道							
使用料金			基本料金				
第三種	第二種	第一種	第四種	第三種	第二種	第一種	
四円八十銭	四十銭	四十銭	五円二十銭	二十一円九十銭	五円七十銭	五円二十銭	

別表第二周南工業用水道の項中「一円十銭」を「一円」に改め、同表厚東川工業用水道の項及び厚狭川工業用水道の項を次のように改める。

小瀬川工業用水道					
特定使用料金	特定料金	使用料金		基本料金	
		第四種	第二種	第四種	第三種
それぞれの使用料金の料率	それぞれの基本料金の料率	一円六十銭	一円七十銭	五円八十銭	四十五円

厚狭川工業用水道						
特定使用料金	特定料金	使用料金	基本料金	特定使用料金	特定料金	第四種
使用料金の料率	基本料金の料率	八円九十銭	二十四円十銭	それぞれの使用料金の料率	それぞれの基本料金の料率	四十銭

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立防府商業高等学校の項、山口県立美祢高等学校の項及び山口県立青嶺高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例

山口県警察本部組織条例（昭和二十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五部」を「六部」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域部

第三条第二号中(二)及び(三)を削り、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、(六)を(四)とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域部

(一) 地域警察に関すること。

(二) (一)に掲げるもののほか、警らに関すること。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

山口県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例

平成二十七年三月十七日印刷
発行

発行人所

山口県知事庁

山口県企業立地資金貸付基金条例（昭和五十八年山口県条例第二号）は、廃止する。
附 則

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。